

不妊に悩む方への特定治療支援事業

助成制度廃止に伴う申請期限の延長及び

令和4年度における経過措置予定^{※1}について

高額な医療費を要する特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けたご夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する特定不妊治療費助成については、治療の保険適用化に伴い、令和4年4月1日以降に治療を開始する方の助成が廃止されます。

大阪府では、保険適用移行により治療計画に支障が生じないよう、令和4年3月31日までに治療を終了した方の申請期限の延長と、令和4年3月31日以前に治療を開始した方の年度をまたぐ一回の治療についての経過措置を以下のとおり実施する予定ですのでお知らせします。

※1 この助成制度の経過措置の決定については、大阪府議会令和4年2月定例会終了後(令和4年3月下旬頃)になります。

◆令和3年度の申請期限について

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに終了した治療）の申請期限については、**令和4年6月30日（木）**まで延長します。

◆令和4年度の経過措置と申請期限について

1. 経過措置の内容

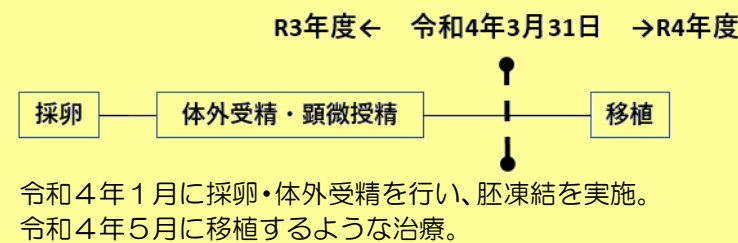
年度をまたぐ一回の治療については、令和4年度においても助成対象とします。

【助成要件等】

- ① 対象の治療：令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年4月1日以降に治療が終了する特定不妊治療（体外受精および顕微授精）
- ② 助成回数： 1回限り（令和3年度以前に行った治療で既に上限回数に達しているものは対象外）
- ③ その他：年齢制限、助成回数算定の考え方、助成金額等は現行制度（不妊に悩む方への特定治療支援事業）と同じです。

2. 申請期限 **令和4年12月28日（水）**

【例】年度をまたぐ治療のイメージ



大阪府（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市^{※2} 除く）にお住まいの方で助成に関するお問い合わせは下記又は府の保健所までお願いします。

※2 これらの市にお住まいの方は各市にお問い合わせください。

【参考】 現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者及び所得制限：<u>夫婦（事実婚含む。一定の条件あり。）の所得制限なし</u> ・助成上限額：<u>1回30万円まで。凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等は、1回10万円まで。また、対象となる男性不妊治療をあわせて行った場合は更に30万円まで。</u> ・対象年齢：妻の年齢が43歳未満 ・助成回数：1子ごとに初回の助成を受ける治療開始日^{※3}の妻の年齢により 40歳未満…<u>1子ごとに6回まで</u> 40歳以上43歳未満…<u>1子ごとに3回まで</u>
----------------------	---

※3 治療開始日

- ① 採卵準備のための投薬開始日
- ② 以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日
- ③ 自然周期で採卵を行った場合は、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等の実施日

<助成金に関するお問い合わせ>

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ
電話：06-6944-6698
制度の詳細や府の保健所の連絡先については大阪府のホームページをご覧ください。

QRコード



大阪府 不妊治療

検索

<不妊・不育に関するご相談>

おおさか不妊専門相談センター
電話：06-6910-8655
相談電話は原則、水曜日と金曜日です。
詳細はセンターのホームページをご覧ください。



QRコード



大阪府 不妊相談

検索